

令和3年8月26日

保護者 様

境港総合技術高等学校長

気象警報発令等に伴う臨時休業及び出欠等の取扱いについて（連絡）

気象荒天時に伴う臨時休業等の取扱いについて、下記のように定めましたので、御理解御協力をお願いします。

## 記

### 1 臨時休業

- （１）特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が境港市に午前６時３０分の時点で発令されている場合は、臨時休業とします。
- （２）警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が境港市に午前６時３０分の時点で発令されており、なお且つ、午前１０時までＪＲ境線が運休している場合は臨時休業とします。午前１０時までに運転が再開された場合は、安全を確保し登校してください。
- （３）上記以外で特に生徒の安全確保が必要と認められる場合は、臨時休業とします。

### 2 荒天時の出欠等の取扱い（上記１の臨時休業以外）

- （１）自宅及び登校経路の地域に避難情報等の警戒レベル５（緊急安全確保）または４（避難指示）が発令された場合は学校に連絡してください。公欠としますので、身の安全の確保に努めてください。
- （２）悪天候等で、利用する公共交通機関が遅延した場合は学校に連絡してください。遅れた時間は公欠とします。
- （３）自転車や徒歩などで通学する生徒は、安全に登校することができないと判断した場合は学校に連絡し、指示に従ってください。

### 3 その他

- （１）気象条件、ＪＲの運行状況・運行計画により「臨時休業」「授業を中止し下校」の判断をする場合もあります。
- （２）臨時休業等の場合は、本校ホームページに記載するとともに、マチコミメール・Classroom等で配信しますので、情報に注意してください。
- （３）校外実習等の場合は別途指示する場合があります。